

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 指定地域相談支援の事業の廃止の届出
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 土砂災害警戒区域等の指定
- 〃

【公告】

- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧
- 公共測量の終了

【人事委員会】

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

（県例規集登載）

【正誤】

- 土砂災害警戒区域の指定の正誤

指導監査室

健康推進課

防災砂防課

〃

経営支援課

耕地課

監理課

人事委員会

防災砂防課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第六十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の二十五第二項の規定により、次の指定地域相談支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年二月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

地域生活支援センターみまさか

2 所在地

美作市真加部一六一六番地美作市勝田総合支所勝田保健センター内

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人地域生活支援センターみまさか

2 主たる事務所の所在地

美作市真加部一六一六番地美作市勝田総合支所勝田保健センター内

三 廃止年月日

令和五年二月二十八日

四 事業所番号

三三三一五〇〇〇二九

五 サービスの種類

地域移行支援、地域定着支援

◎岡山県告示第六十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和五年二月十四日

指定した医療機関

名称

高梁中央訪問看護ステーション

所在地

高梁市南町五三

岡山県知事

伊原木

隆

太

指定年月日

令和五年二月一日

令和5年2月14日 岡山県公報 第12472号

◎岡山県告示第七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、瀬戸内市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和五年二月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域
二二二K長船町土師〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K長船町土師〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K長船町土師〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K長船町土師〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K長船町土師〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二D長船町土師〇〇一	土石流	次の図のとおり
二 土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域及び法第九条第二項括弧書に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める衝撃に関する事項

二二二K長船町土師〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K長船町土師〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K長船町土師〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K長船町土師〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二K長船町土師〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二二D長船町土師〇〇一	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和5年2月14日 岡山県公報 第12472号

◎岡山県告示第七十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、津山市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和五年二月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域
二〇三K加茂町宇野〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K油木上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K油木上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K油木上〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K油木上〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K領家〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三D加茂町宇野〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇三D中北上〇一一	土石流	次の図のとおり

箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域及び法第九条第二項括弧書に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める衝撃に関する事項
二〇三K加茂町宇野〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K油木上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K油木上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K油木上〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K油木上〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K領家〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三D加茂町宇野〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇三D中北上〇一一	土石流	次の図のとおり

二〇三D中北上〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇三K領家〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三D加茂町宇野〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇三D中北上〇一一	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部建設企画課に備え置いて縦覧に供する。

令和5年2月14日 岡山県公報 第12472号

〔六二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年二月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 日本一のだがし売場

所在地 瀬戸内市長船町東須恵一三七三番地の五ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社大町

住所 瀬戸内市長船町東須恵一三七三番地の五

代表者の氏名 代表取締役 秋山 秀行

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

(変更前) 百四十六台

(変更後) 三百六十一台

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 一箇所

(変更後) 三箇所

4 変更年月日

令和五年四月二十八日

二 届出年月日

令和五年二月一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和五年二月十四日から同年六月十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び瀬戸内市産業建設部産業振興課

令和5年2月14日 岡山県公報 第12472号

〔六三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、
県営土地改良事業（ため池整備（一般） 五名一色地区）計画を変更したので、関係書
類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和五年二月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池整備（一般） 五名一色地区）変更計画書

二 縦覧の期間

令和五年二月十四日から同年三月七日まで

三 縦覧の場所

真庭市役所

令和5年2月14日 岡山県公報 第12472号

〔六四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年二月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

井原市高屋町地内	測量区域
公共測量（二級基準点測量）	測量の種類
令和四年十二月二十七日	終了年月日

◎岡山県人事委員会規則第二号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和五年二月十四日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一への表警察の項中

参事官	理事官	理事官
五級		

に改める。

附 則

この規則は、令和五年二月十七日から施行する。

〔二〕平成二十七年三月十三日付け公布岡山県告示第百二十五号（土砂災害警戒区域の指定）に誤りがあった。

七・一	六・終わりが ら一四	頁・行
二一四D柴原〇〇一	二一四D江川〇〇一	誤
二一四D柴原〇〇四	二一四D江川〇〇七	正